

## 登録販売者の研修実施要領 新旧対照表

下線部は改正箇所

新	旧
<p>II 研修実施機関</p> <p>1 継続的研修の実施について</p> <p>④ 継続的研修の形式</p> <p><u>対面形式の講義（集合研修）、遠隔講座、オンライン研修等のいずれの方法でも差し支えないが、一定の基準以上の研修を実施するため、講義（集合研修）以外の方法で実施する場合は、講義（集合研修）同等程度に受講者の研修状況や理解度を確保できる必要があること。</u></p>	<p>II 研修実施機関</p> <p>1 継続的研修の実施について</p> <p>④ 継続的研修の形式</p> <p><u>一定の基準以上の研修を実施するため、継続的研修は講義（集合研修）を基本とすること。</u></p> <p><u>遠隔講座、オンライン研修等を行う場合は、講義（集合研修）と組み合わせを行うこと。また、遠隔講座、オンライン研修等を行う場合には、その時間数が講義（集合研修）の時間数を超えないこと。</u></p> <p><u>ただし、離島、へき地等に在住する受講者の移動に伴う時間等の負担が大きい場合等、やむを得ず講義（集合研修）に参加できない者の受講機会を確保するために、講義（集合研修）の時間数を超えて、遠隔講座、オンライン研修等を実施しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、講義（集合研修）以外の方法で実施する場合は、講義（集合研修）と同等のものである必要がある。</u></p>
<p>⑧ 変更の届出について</p> <p>施行規則第 15 条の 11 の 3 第 2 項各号、第 147 条の 11 の 3 第 2 項各号又は第 149 条の 16 第 2 項各号に定める事項について変更が生じた際は、その変更が生じた日から</p>	<p>⑧ 変更の届出について</p> <p>施行規則第 15 条の 11 の 3 第 2 項各号、第 147 条の 11 の 3 第 2 項各号又は第 149 条の 16 第 2 項各号に定める事項について変更が生じた際は、その変更が生じた日から 30</p>